

大口町告示第143号

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱

大口町グループホームの家賃等助成事業実施要綱（平成27年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給対象となる者のうち」の次に「、預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者がいる場合は、夫婦の預貯金等の合計が2,000万円以下）である者で」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。